

委員会提出議案第 2 1 号

多文化共生の推進を図るための法制度の見直し等を求める意見書

さいたま市は、世界に開かれた都市を目指し、5 か国 6 姉妹・友好都市を中心に行政・教育・文化・スポーツと多岐にわたる国際交流を実施してきました。

さらに、平成 19 年 8 月には「国際会議観光都市」としての認定を受け、本年は国連軍縮会議が開催されるなど各種国際会議等の誘致にも力を入れています。

さいたま新都心、さいたまスーパーアリーナ、盆栽村、鉄道博物館などには、ビジネスや観光目的で訪れる外国人も増加してきており、また、本市に居住する外国人住民も 16,000 人を超えるなど、所管の枠を超えた国際化施策の一層の推進が求められています。

全国的に見ても、平成 19 年における外国人入国者数は約 915 万人で、前年に比べ 100 万人以上増加し、また、同年末における外国人登録者数は約 215 万人で、過去最高記録を更新しており、わが国総人口に占める割合も 1.69 パーセントとなっています。

その一方で、外国人労働者の労働環境、外国人児童教育、外国人登録制度のあり方等において、様々な課題が生じています。

こうした中、日本が国際社会の一員としての役割を果たす意味においても、経済的、社会的及び文化的な面で、差別や偏見にとらわれることなく、国籍、民族、文化の違いを豊かさとして生かしていく多文化共生の推進が求められています。

以上のことから、国においては、多文化共生の推進を図るため、我が国に滞在又は定住する外国人住民等について、居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災その他の社会のあらゆる分野において、その人権の擁護と福祉の充実が図られるよう、法改正を含め、外国人住民に係る各種制度の抜本的な見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 11 月 27 日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 中 島 隆 一